昭 第千三 和 十 七 年、

百 \_ + 几 號

> 火 日

なキサハ國定規格A5判

四

一月十四

H

矅

令

◆鳥取縣令第三十四號

企業許可令施行細則左ノ通定ム

昭和十七年四月十四日 鳥取縣知事

企業許 可令施行細則

±

肥

米

之

交付ヲ受クルコトヲ得

式ニ依ルベシ 務大臣『提出スペキ申請書又ハ報告書ハ第一號乃至第七號様 乃至第九條、第十一條乃至第十三條ノ規定ニ依リ知事又ハ主 企業許可令施行規則(以下規則ト稱ス)第五條、第七條

提出スベシ 正副二通、主務大臣ニ提出スベキモノニ在リテハ正副四通ヲ 前項ノ申請書又ハ報告書ハ知事ニ提出スベキモノニ在リテハ

第二條 ヲ有スル者ハ遲滯ナク第八號樣式ニ依ル報告書ヲ知事ニ提出 指定事業ニ屬スル設備ニシテ主務大臣ノ指定シタル設備

スペシ

第三條 規則第八條又ハ第十一條ノ規定ニ依ル報告書者ハ前條ノ 報告書ヲ受理シタルトキハ受理シタル證票ヲ交付ス

第四條 事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ヲ行フ者ニシテ從 業者ヲ使用スルトキハ其ノ數ニ從ヒ許可書又ハ證票ノ謄本ノ

前項ノ規定ニ依リ許可書又ハ證票ノ謄本ノ交付ヲ受ケント ルトキハ從業者ノ住所、氏名及生年月日ヲ具シ知事ニ申請ス ス

第五條 事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ者又ハ其ノ從業者當該

第六條 第七條 許可書又ハ證票ノ交付ヲ受ケタル者當該事業ヲ廢止シ又 事業ヲ行フトキハ許可書、證票又ハ共ノ謄本ヲ携行スペシ ハ委託ヲ終了シタルトキハ規則第十二條又ハ第十三條ノ報告 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

火每 金週 曜日發行 (株日二當 第千 三百二十四號昭和十七年四月十四日

**(第三種 郵 便 物 認可** 昭和四年四月十五日

書ニ交付ヲ受ケタル許可書又ハ證票ヲ添附シ知事ニ提出スベ

番地

(第三種郵便物認可)

アリタル 許可書又ハ證票ノ謄本ノ交付ヲ受ケタル者其ノ從業者ニ異動 キハ當該謄本ヲ返納スベ

毎ニ其ノ所在地(事業ヲ行フ場所一定セザル業態ニ付テハ其 事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル警察署長ヲ經由スペシ 生用品卸賣業、醫療衞生用品小賣業及陸上小運搬業ニ付テハ 機械器具小賣業、齒科用品卸賣業、齒科用品小賣業、醫料衞 外品卸賣業、賣藥部外品小賣業、醫科機械器具卸賣業、醫料 衞生材料製造業、衞生材料卸賣業、衞生材料小賣業、賣藥部 ニ依リ知事又ハ主務大臣ニ提出スペキ書類ハ事業ヲ行フ場所 シ指定事業中醫藥品製造業、醫藥品卸賣業、醫藥品小賣業、 ノ事業ヲ行フ主タル區域ヲ含ム) ノ市町村長ヲ經由スベシ伹 本令又、昭和十七年二月商工省告示第百五十七號,規定

企業許可令第三條ニ依ル事業開始許可申請書

企業許可令第七條!規定ニ依リ既ニ提出シタル事業報告書ハ本令 ニ定ムル機式ニ依リ提出シタルモノト看做ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

相添及申請候也 右企業許可令施行細則第五條ノ規定ニ依リ御許可相成度添附書類 四 = 三、取扱物資ノ種類 (1) 記載注意 ニ從ヒ開始セントスル指定事業ヲ列記スルコ ・ 事業開始ノ豫定 月 申請者 住 Ħ 肵 殿 氏 縣(道府) 名(名稱及代表者氏名)命 市(郡) 町村

一ノ「開始セントスル事業」ハ企業許可令施行規則ノ指定

域ヲ併セ配入スルコ 行商ニ在リテハ行商區域ヲ移動的露店商ニ在リテハ其ノ移動區 店舗、事務所等總テ事業ヲ行フ場所ヲ總稱スルモノナルコト 二ノ「事業ヲ行フ場所」トハ當該事業ヲ行フ工場、事業場

(歌三) 「取扱物資ノ種類」ハ生産、加工、修理、販賣又ハ保 一、委託セントス

企業許可令第四條ニ依ル事業委託許可申請書

劑ノ各別ニ製造品目每ニ記載シ販賣業ニ在リテハ藥局方收載醫藥品ニ關スル製造業ノ場合ハ薬局方收載藥品、新藥、新製 取扱フ物資ノ種類、例へバ製造業ニ在リテハ製品ノ種類、販管ノ事業ヲ爲ス者ニ限リ記載ヲ要シ、其ノ事業ノ內容トシテ 賣業ニ在リテハ取扱商品ノ種類ヲ記載スルコト

合ハ當該資格ヲ別ニ關ヲ設ケ記載スルコト 薬品新薬、新製劑、賣薬ノ別ニ記載スルコト 醫薬品關係企業許可令施行細則第四條第一 項ニ該當スル場

二添

申請書二八左二揚グル書類ヲ添附スルコト

(1) 於日録、貨信對照表及相益計算書、個人二在リテハ慢極書 **諮該事業以外ノ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ其ノ事業ノ概要** 関体ニ在リテハ定款、密附行為共 他之ニ準ズルモノ、財

ヲ記載シタル書面 物資ノ生産、加工、修理、保管又ハ運送ノ事業ニ在リテハ

醫藥品ノ生產能力ニ付テハ品目每ニ一箇月ノ最高製造數量ヲ 其ノ事業ニ屬スル主要設備及其ノ能力ヲ記載シタル書面但シ 記載スルコト

> 月 日

住

相添及申請候

右企業許可令施行規則第七條ノ規定ニ依り御許可相成度添附書類

住氏

听名

(法人ニ在リテハ其ノ名稱

二、委託ノ豫定時

至 自

月 月

年

月間

Н B

年 年

委託者 灯

名(名稱及代表者氏名)

委託者 住 肵 氏

殿

山一、ハ委託セントスル事業ノ種類及其ノ委託ノ範園ヲ記載ス

ルコ

記載注意

昭和十七年四月十四日

鳥

取

縣

公

報

第千三百二十四號

 $\equiv$ 

(第三種郵便物認可

(2) =

「召集解除ノ日迄」ノ

如ク終期ノ不確定ナル場合ニ於

報

第千三百二十四號

(3)三、ハ

「應召」「病氣」等ノ如ク委託

セ ン

ŀ

ス

ル事由ヲ具体的

ニ記載スルコ

テ

ハ其ノ旨ヲ記載スルコ

也

(第三種郵便物認可)

华 月 H

氏

9

報告者

殿

記載注意

名

②五、ノ相續開始ノ時トハ相續人ガ相續ノ事實ヲ知リ ⑴四、ハ「戸主ノ死亡」「戸主ノ隱居」「母ノ死亡」等ノ 載スルコト ヌ

**t**111

탪

上否

申請書ニハ左ニ搨グル書類ラ添附スルコ

受託者ノ行フ事業ノ概要ヲ記載シタル **園体タル受託者ニ在リテハ其ノ定款、** 

添附書頭 入ノ死亡又ハ隱居ノ時期ヲ云フモノナルコ トヲ問ハズ相續ノ原因タル事實ノ發生セル時期例 へバ被相急

抄本)ヲ添附スルコ 屆出書ニハ相續アリタ

'n

 $\exists$ 

ŀ Ŧ

證スル書面

つ戸籍抄本又へ除籍

第三號樣式

企業許可今第五條に依た相續報告書

準ズルモノ、財産目錄、 受託者ニ在リテハ其ノ関胚書

貸借對照表及損益計算書、

個人タル

寄附行爲其ノ他之ニ

Ξ ₹

被相續入ノ氏

期間顧開始ノ時間

旧續**發生ノ事** 生年月日 上年月日 大ノ氏名

氏

名

年

月

H 生 一、相續セル事業

第四號樣式 企業許可令第六條『依ル設備ノ新設(擴張又ハ改良)

許可申請書

三、ントスル設備ニ依り生産、新設(擴張又ハ改良)ヲ爲サニ、新設(擴張又ハ改良)ヲ爲サニ、新設(擴張又ハ改良)ヲ爲サニ、新設(擴張又ハ改良)ヲ爲サ

右企業許可令施行規則第八條ノ規定ニ依リ添附書類相添及報告候

五、工事完 成 ノ 四、工事著 手 ノ 半物資ノ種類 豫定 豫定時期 時 期

企業系可令第七條ニ依ル事業報告書

改良)ノ許可相成度此段及申請候也 右企業許可令施行規則第九條ノ規定ニ依リ設備ノ新設 (擴張又ハ

六、新設(擴張又ハ改良)ヲ爲サ

月

t

委託ノ

事

由

至自

年年

月月

日日

年

月間

受託者ノ氏名

氏

名

代表者ノ氏名(法人ニ在リテ

ハ其ノ名稱及

住

申請者 名(法人ニ在リテハ其ノ)®

殿氏

右企業許可令施行規則第十一條ノ規定ニ依リ及報告候也

年

月

日

住

所

報告者

氏

名(法人ニ在リテハ其ノ)の

記載注意

(1)一、及二、ハ告示ニ記載サレタル指定ニ從フコ

(2)二、八新設、 能力ハ新設、擴張又ハ改良ニ因リ増加スベキ能力ヲ記載スル 擴張又ハ改良セントスル設備ヲ列記スルコ

③三、ハ許可ヲ申請セル設備ニ依リ生産、 加工、修理又、保管

第五號樣式 ヲ爲スベ キ物品ノ種類ヲ列記スル

昭和十七年四月十四日

取

縣

公

報

第千三百二十四號

(第三種郵便物認可)

(1)

記載注意

殿

ノ「現ニ行フ事業」ト 企業許可令施行規則ノ

指定 二 從

取

縣

公

第千三百二十四號

昭和十七年四月十四日

(第三種郵便物認可)

一ン委託セル事業

年

月

日

三、受託者,氏名

鳥

取

縣

公

企業計司令第八條=依ル委託終了報告書	
第七別模型	⑴ 受託者・行フ事業ノ概要ヲ記載シタル書面
ry Tuber	委託ノ場合ノ報告書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スルコト
股	二 添附書類
報告者氏名(法人ニ在リテハ其ノ)の	(7) 委託ノ場合ノ報告書ニハ委託者及受託者ノ連署ヲ要ススルコト
住所	(6七、ハ「應召」「病氣」等ノ如ク委託ノ事由ヲ具体的ニ記載
年 月 日	テハ其ノ旨ヲ記載スルコト
定ニ依リ此段及報告候也	⑤六、ハ「召集解除ノ日迄」ノ如ク終期ノ不確定ナル場合ニ於
右企業許可令第三條ノ事業ヲ廢止致候條同施行規則第十二條ノ規	ŀ
四、事業廢止ノ時	⑷五、ハ委託シアル事業ノ種類及其ノ委託ノ範圍ヲ記載スルコ賣業ニ在リテハ取扱商品ノ種類ヲ記載スルコト
三、事業廢止ノ事	テ取扱物資ノ種類、例へぶ製造業ニ在リテハ製品ノ種類、販
二、事業ヲ行フ區	管ノ事業ヲ爲ス者ニ限リ記載ヲ要シ
事業プラフ易	③三、ノ「取扱物資ノ種類」ハ其ノ生産、加工、修理、販賣又區域ヲ併セ記入スルコト
企業許可令第八條=依ル事業廢止報告書	行商ニ在リテハ行商區域ヲ移動的露店商ニ在リテハ其ノ移動
第六號樣式	店舗、事務所等總テ事業ヲ行フ場所ヲ總稱スルモノナルコト
受託者ニ在リテハ其ノ履歴書	②二、ノ「事業ヲ行フ場所」トハ當該事業ヲ行フ工場、事業場
準ズルモノ、財産目錄、貸借對照表及損益計算書、個人タル	ヒ現ニ行フ指定事業ヲ列記スルコト

右企業許可会加行細則第二條ノ規定ニ依リ及報告候也 年 月 日

記載注意

殿

報告者

氏

名(名稱及代表者氏名) 帰

住

所

右委託終了致候條章業許可令施行規則第十三條ノ規定三依リ及報

月

住 H

肵

委託者

氏

名(法人ニ在リテハ其ノ)®

殿

①二、及三、ハ告示ニ記載サレタル指定ニ從フコ

◆鳥取縣令第三十五號

昭和二年三鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則中左,通改正シ四月

一日ヨリ之ヲ施行ス

第八號樣式

企業許可令施行細則第二條ニ依ル設備報告書

= 른

四

Ŧ.

第二條中 昭和十七年四月十四日 「訓練所」 ノ次ニ「木工指導所 鳥取縣知事 土

加

肥

米

◇鳥取縣訓令甲第九號 訓 支 命 令

縣

(第三種郵便物認可)

七

納

吏 者

印章中左ノ通改正シ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 昭和二年月鳥取縣訓令甲第十六號收支命令者縣出納吏及縣金庫ノ 昭和十七年四月十四日 鳥取縣知事 土 肥

査請求證紙」ヲ加ァ 縣出納吏印章但書中「木炭檢查手數料證箋」 次= 「及紙檢

告

示

#### ◇鳥取縣告第百九十號

左ノ通指定ス 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ組合セ又ハ詰合セ物ノ販賣價格

昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事 土 米 (昭和十六 之

年十一月嗇工省告示第六號ニ依り額ノ指定アルタルモノヲ除クン物品税法第一種ノ物品ニシテー組又ハ詰合セタルモノ(昭和十六 ノモノ 物品税ヲ課セラル、場合ニ於ケル小賣業者販賣價格ハ其ノ個々 (容器ヲ含ム)ノ小賣業者販賣價格(物品稅ヲ課セラル、

物品ニ付テハ物品税ヲ加算セザル額)ノ合計額ニ物品税法第二條 、スル税率ニ依リ算出シタル税額ヲ 加算シタル 額卜

### ◇鳥取縣告示第百九十一號

庫

昭和十七年四月十四日神社ヲ左ノ通指定ス

社 格 氣高郡末恒村 所 在 地 名 鳥取縣知事 土 白神 肥 社

之

社 名

之

**明治四十一年七月内務省令第十二號會計ニ關スル規程ヲ適用スペ** 

◆鳥取縣告示第百九十二號 兎 神

昭和十七年四月十四日

高郡末恒村所 在 地 名 鳥取縣知事 土 白神 肥 兎 社 米 神 社名之

◆鳥取縣告示第百九十三號

昭和十七年四月十四日販賣價格左ノ通指定ス

鳥取縣知事 土 肥

支那產緣豆 名 稱 正味百斤當 位 

S.

昭和十七年. 畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種々 牡牛ノ結核病檢査左ノ通施行ス所有者又ハ管理者ハ所定ノ檢查所 ◆息取縣告示第百九十四號 二該畜牛ヲ牽付ケ檢查ヲ受クベシ 六月十四日 六月十二日 六月 E 六月 六月 六月 昭和十七年四月十四日 八七 六五 日日 日 日日 日日 日日 日日 鳥取縣知事 東伯郡淺津村 檢 查場 上北條村 長瀬村 下鄉村 由良町 浦安村 赤碕町 八橋町 所 土 東 肥 伯 米 郡 區 之 域 圓 指定ス 國民優生法第五條ニ依リ優生手術ノ申請ヲ爲シ得ル醫師左ノ通リ ◇鳥取縣告示第百九十五號 會合 社 省 北 日本赤十字社鳥取支部病院長 烏取市立鳥取病院長 松江刑務所鳥取刑約支所屬託醫 責任利用購買組合厚生病院長有限利用購買組合厚生病院長 株式會社博愛病院長 財團法人米子病院長 六月十九日 六月十七日日 七月 七月 昭和十七年四月十四日 \_\_\_ 四三 岡 日日 日日 病 院 息取縣知事 長 小鴨村 小鴨村 高城村 倉吉町 **±**: 稻 永 石 西 北 野 肥 氰 非 坂 島 米 綱 == 親 定 郎

(第三種郵便物認可)

昭和十七年四月十四日

鳥

取

縣

公

報

第千三百二十四號

九

 $\equiv$ 

子

躐

病

院

長

井 廣

田 江

潔

和

# 松江刑務所米子刑務支所保健技手

國民優生法第十三條ニ依ル命令ヲ以ァ定ムル醫師及場所左ノ通リ ◇鳥取縣告示第百九十六號 昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事

足立 石川一郎 北岡信親 水谷千彌 命令ヲ以テ定ムル醫師名 村田 貢 多田 松岡新平 勇

日本赤十字社鳥取支部病院 取市 命令ヲ以テ定ムル場所 立. 鳥取病院

財團法人 病

株式會社 博 愛

西島義一

稻賀

幸

荒川俊三

藤岡十郎

Χ

×

×

×

會社北 岡 病 院責任利用購買組合厚生病院

病 院院

彙

報

戰

爭さ

年

保護

## 少年保護運動旬間

(刑 課)

されてゐる。 十日間を少年保護運動句間として、全國的に少年保護運動が展開 十周年にあたるので、これを記念して四月八日から十七日に至る 大正十一年四月十七日に少年法が布かれてから今年は丁度滿二

考へてその志操徳性の健全なる育成は一層痛感されてゐる處であ **盡してゐることは周知の通りである。我が國に於ても靑少年敎育** については種々の努力を拂つてゐるのであるが、現下の狀態から **ゐる處であつて、特に新興の獨伊などがその敎化に格段の努力を** 青少年の健全なる育成については何れの國でも大いに留意して **\Q** 

導して强く正しき日本國民たらしめることは我等の貴き責務であ に當り、且つ將來の大東亞を指導して確固たる共榮圈を樹立せね を考へなければならないのである。特に今日の如く國家非常の時 つて、道を踏み迷つた少年に對しても我々はまづこれを救ふこと した者と雖も等しく御國の大御寳である。これを保護しこれを指 分に達せしめることは洵に刻下の喫緊事といふべきである。 となく國民大進軍の隊伍に列せしめて、日本國民たるの本務を充 ばならぬ時、明日を擔つて立つべき我が同胞を、一人も漏らすこ 1日本の靑少年はいづれも我等の同胞であつて、罪を犯

第四年には二萬三千を突破して又開戰當初の二倍半に近い數を示 **戰當初に比し實に二倍以上に及んだのである。又フランスでは第** には八萬豪に昇り、戰爭第四年には遂に九萬を遙にか突破して開 減少したが、翌一九一五年には六萬三千豪になり、更にその翌年 **戰第一年の一九一四年には、戰前の五萬四千臺から四萬六千臺に 変ಟ図とも少年犯罪は激増を示してゐる。卽ちドイツに於ては開** もやがて増加しがもなものであつて、前歐洲大殿の際に於ても各 一年には九千九百餘人であつたのが第二年には一萬四千を越え、 大体戦争の場合に於ては青少年の犯罪は、最初は減少を示して オーストリヤ・ ハンガリー等も同樣の傾向

を現したのであつた。

らぬ爲、殷賑産業に對する青少年勞務者の增加は實に當然のこと るといふことは家庭の監督と慰安を離れる結果となり、同時に自 ることはまことに喜ばしい次第であるが、一面青少年が職場に入 である。時局下青少年が産業戰士として銃後國民の責務に邁進す 少年に對する適當なる保護と指導の途が充分譜ぜられればならぬ 慶の危地に進むことあるべきは自然の勢であって、 これ信息符音 由な時間と相當多額の賃金が與へられる爲、これに適當なる指導 ことは、時局産業確保の上からも將來の國民資質の確保の上から ることになり、そこから正しい堅實な生活態度を喪失して這些類 が與へられない場合には末熟な判斷のまゝに慰安や娯樂を追求す **も極めて明らかな處である。** すべて戰爭に於ては各種物資の生產に非常な增大をなさねばな

が行はれねばならない。 じた場合には、成るべく早期にこれを發見して適當なる指導矯正 とが先決要件であるが、もし不幸にしてその行狀の上に問題が生 配慮のもとにこれを護り、 青少年の育成についてはもとより最初から深い慈愛と周到なる 何等の過誤も生ぜしめぬやうにするこ

鳥 取 第千三百二十四號

昭和十七年四月十四日

(第三種郵便物認可)

施すとか、家庭の事情その他によつては自宅に住ませて平常通り 相手となつて保護指導するとかしてその性情を陶冷矯正し、 の生活を營ませながら關係機關が常にこれを觀察し、親身の相談 保護團体に收容して嚴格なる規律の下に團体生活を營ませ訓育を じた種々の方法が講ぜられる。例へば矯正院(少年院)とか少年 護團体等によつて本人の性格・家庭の狀況・その他諸般の事情に應 矯正善導し、健全順良なる日本國民たらしめやうとするものであ なる日本國民たらしめる爲のあらゆる手段を盡すのである。 つて、少年審判所を中心機關とし、關係施設たる矯正院、少年保 (滿十八歳以下の少年及少女)にして刑罰法令に觸れる行爲を爲 た者、及びかゝる行爲をなす虞れある者に保護を加へてこれを 少年保護事業はこの趣旨のもとに行はれる事業であつて、少年 忠良

は廣島少年審判所の管轄に屬してゐる。 少年審判所は東京・名古屋・廣島・福岡に設けられてゐて、 本

のであるが、質に青少年保護の目的を達する爲には國民社會の全 面的なる協力が是非必要である。 このやうにして少年審判所は青少年保護のために奮闘してゐる

國民各自が子女の父兄として、 日常その指導の萬全を期するは少年保護事業に對する間接 雇傭主として或は職場の先輩と

> 二十九條に於て、附近に保護を加ふべき少年のあるのを知つた者 はこれを少年審判所に通告するやう定めてゐる。 の協力であるが、又少年法はもつと直接な協力方法として同法第

進しないうちに早く保護を加へてこれを治療する爲であつて、通 職業、性行等を申立てればよいのである。通告して保護を受けさ 告するには書面又は口頭を以て本人及び保護者の氏名、住所年齢 から、この趣旨を汲んで通告を勵行されたいものである。 せることは本人の爲でもあり、社會國家の爲でもあるわけである これは少年の不良行爲や犯罪を早期に發見して、その病勢の昻

者あればこれを救済して、國民としての任務遂行に遺憾なきを期 り職後に於ても我が國民の任務は重い。我々は青少年の一人をも 國民總進軍の秋である。擧國手を携へて戰爭完遂に邁進すると共 この重任を譲つて立つ責任者から脱落せしめてはならない。 業の完璧を期する次第である。 せねばならぬ。各位の熱心なる協力によつて、この青少年保護事 に、青少年の敎養指導に萬全の努力を盡し、もし誤つて落伍する 大東距戰争が長期戦たるべきは當然であるが、戰爭中はもとよ 億

 $\bigcirc$ 

0

後顧 の 憂な か B

人援護の完璧を期せよ

00197

兵將征出

社 會 課)

族及び傷痍軍人の上に限りなき御仁慈を垂れさせ給ふことは申す も畏き極みである。 畏くも皇室に於かせられては事變勃發以來常に銃後のことに深 大御心を垂れさせ給ひ、殊に戰歿軍人の遺族、出征軍人の家

ならない。 御思召を垂れさせ給ふことは唯々恐懼感激に堪えない次第であつ せて軍人接護の資として多額の御内帑金を御下賜あらせられたの を宮中に召させられて軍人接護に關する優渥なる勅語を賜り、 て、我々國民はこの聖旨を奉體し愈々軍人接護の完璧を期せねば 天皇陛下に於かせられては、去る昭和十三年十月三日近衞首相 叉 皇后陛下に於かせられても之等の人々に對し數々の 併

又大陸の曠野に或は波立ち騒ぐ海上に日夜奮戰しつゝある第一 或は惡疫に殪れ、或は勇戰奮鬪逐に護國の華と散つた戰及勇士、 聖職旣五に年有余、其の間幾多の戰鬪に於て不幸敵彈に傷き、 線

P 1 3 3

げると共に、名譽ある勇士に聊かも後顧の憂なからしめることは 將兵の身上を想ひ、我々は之等の勇士に對して衷心感謝の誠を捧 我々銃後國民當然の責務である。

民に課せられた榮譽ある大使命であると云はなければならぬ。 を續けてゐるのであるが、此の聖戰目的完遂こそ實に我々現代國 今や我國は大東亞戰爭のために國運を賭して與亡の眩路に奮鬪

ることは言を俟たないのであるが、特に軍人をして後顧の憂なか の餌の協力に俟たねばならない。 じてゐるのであるが、之が圓滑適正なる運營を期するには全縣民 政府の方針に基き或は縣獨自の立場から諸般の軍人接護對策を講 らしめることは聖業完遂上最重要事である。固より本縣に於ては 此のためには戰線銃後を問はず一死奉公一億一体の精進を要す

對し心からの深い尊敬と感謝の念を以て扶け闖まし或は彈丸雨飛 **酸送し慰藉激勵すること等が肝要である。** 運長久を祈願し、又勇士へ絕えず心の籠つた慰問文、慰問品等を の第一線で凡ゆる困苦欠乏に耐へて奮闘しつゝある皇軍將兵の武 それには先づ戰歿軍人の遺族、出征軍人の家族及び傷痍軍人に

會の恩典優遇に感謝し の方々も國体の本義に徹して上 一方又戰歿軍人の遺族、出征軍人の家族及び傷痍軍人、歸鄕軍人 常に自粛自戒各其の本分を遂行し 皇室の御仁慈を奉戴し、國家社

													00	198
昭和十七年四月十四日發行()	一行,圓七拾四錢	一金八圓四錢	一金拾四圓拾錢	一金拾五圓八拾九錢	一金拾八圓拾壹錢	一金五圓拾五錢	一金拾貳圓拾五錢	一金六圓九拾參錢	一金拾九圓參拾五錢	一金五拾六圓參拾參錢	金 額	運動醵出金	<b>兵器献納資源回收</b>	る。
	東伯郡上小鴨村	日野郡日光村	東伯郡八橋町	東伯郡三德村	東伯郡由良町	西伯郡宇田川河	東伯郡小鹿村	東伯郡矢送村	八頭郡隼 村	<b>入頭郡安部村</b>	町村名	報告		う切望に堪えない次第であ
印 <i>刷</i>	ツッペンシ	谷	白い召印十六手上引三上引意急系反響を	モスリン大幅兵古帶ヲ締死後約一ケ月餘ヲ經過セルモノ、如居レリ着衣セル藤色小著盤縹潭衣袖付淺黃色著盤ノ下着三別		一 男死体一人推定军爺四十歲前後。	つ 「食 臣」	i I	正年 出一七 一七 一七 一七 一七	◆豆の一生 服部	雄鳳堂揺藍社發行昭一七・三・一〇	◆めんこい小馬 (改訂版) 青木	◎文部省推薦兒童圖書	一金九圓四拾九錢
刷 所 鳥 取 刑 務 交 所鳥 取縣 氣高郡大正村大字古海 八 東 縣 鳥 東 市 東 町		付心當リノ者ハ當役場へ申出里君瀬戸田ブ島日与日房近春	予邦領ラ ザ大き日ギ日元直介 一	一ヶ月餘ヲ經過セルモノ、如衣袖付淺黃色碁盤ノ下着ニア	河間節ョリ下部ハ白ゴトナリ	<b>岁長五尺二三寸位</b>		1 F	定置 The 逐B大判 一七六頁	品 静 夫 著	定 野 質 四 十 錢	ウハチロウ文か づ子 勘	書	日野郡溝口町